



埼玉県発行

目次

告示

○県立学校教職員用コンピュータの入札に関する公示 (入札執行課)	一	○草加都市計画用途地域の変更の案の縦覧 (")	六
○県立学校クラス用コンピュータ等の入札に関する公示 (")	三	○新座都市計画区域区分の変更の案の縦覧 (")	六
○測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)	四	○新座都市計画用途地域の変更の案の縦覧 (")	六
○測量法に基づく基本測量の実施 (")	五	○県道春日部久喜線の区域変更 (越谷県土)	六
○ " (")	五	○開発行為に関する工事の完了公告 (越谷建築安全センター)	七
○ " (")	五	○ " (")	七
○ " (")	五	○ " (")	七
○草加都市計画道路の変更の案の縦覧 (都市計画課)	五	○ " (")	七

告示

埼玉県告示第千二百八十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年九月二十五日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
県立学校教職員用コンピュータ 2,424台
- (2) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限
平成22年3月26日(金)
- (4) 納入場所
埼玉県立学校177校
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課物品調達担当 小林 隆太 電話048-830-5780 (直通)
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
上記(1)の交付場所において交付する。
- (3) 入札・開札の場所及び日時
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 職員会館202 平成21年11月4日(水) 午前9時30分
- (4) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限
埼玉県総務部入札執行課物品調達担当 平成21年11月2日(月) 午後5時
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
イ 契約保証金
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を平成21年10月23日(金)までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要件
- (6) 落札者の決定方法
財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 手続における交渉の有無
無
- (8) 競争入札参加資格の付与
上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に平成21年10月20日(火)までに提出すること。
- (9) 支払条件
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。
- (10) 特記事項
ア 平成21年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を停止することがある。
イ 本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。
- (11) その他詳細は、入札説明書による。
- (12) この入札の執行は、一般公開する。
なお、傍聴については、入札当日に先着順で受け付ける。
- 5 Summary
(1) Name and quantity of the products to be purchased :

2,424 Personal computers for school personnel

(2) Deadline for submission :

By registered mail : must be received by 5 : 00 p.m., November 2, 2009

In person : 9 : 30 a.m., November 4, 2009

(3) Contact point for the notice :

Bidding Enforcement Division, General Affairs Department Saitama Prefectural Government.

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-Shi, Saitama-Ken 330-9301

Tel.048-830-5780

埼玉県公共職員のパソコン

MTIOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年九月二十五日

埼玉県長 田 田 繁 臣

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

県立学校クラス用コンピュータ等 6,160台

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成22年3月26日(金)

(4) 納入場所

埼玉県立学校176校

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課物品調達担当 小林 隆太 電話048-830-5780(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 職員会館202 平成21年11月4日(水)午前11時

(4) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

埼玉県総務部入札執行課物品調達担当 平成21年11月2日(月)午後5時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗

じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を平成21年10月23日（金）までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（電話048-830-5775（直通） 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号）に平成21年10月20日（火）までに提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

ア 平成21年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を停止することがある。

イ 本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年埼玉県条例第15号）に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

(11) その他詳細は、入札説明書による。

(12) この入札の執行は、一般公開する。

なお、傍聴については、入札当日に先着順で受け付ける。

5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :

6,160 Personal Computers

(2) Deadline for submission :

By registered mail : must be received by 5 : 00 p.m., November 2, 2009

In person : 11 : 00 a.m., November 4, 2009

(3) Contact point for the notice :

Bidding Enforcement Division, General Affairs Department Saitama Prefectural Government.

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-Shi, Saitama-Ken 330-9301
Tel.048-830-5780

埼玉県告示第百八十七号

平成二十一年九月二十五日

測量計画機関の長じある行田市長 藤

埼玉県知事 上田 清 司

正司から次のとおり公共測量を実施する

一 測量計画機関

旨の通知を發したのじ、測量法（昭和二

二 行田市

十四年法律第百八十八号）第三十九条に

二 作業種類

おいて準用する同法第十四条第三項の規

三 公共測量（都市計画図作成）

定により公示する。

三 作業地域

行田市内全域
四 作業期間

平成二十一年九月十日から平成二十二年三月十九日まで

埼玉県告示第千二百八十八号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年九月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 作業種別

基本測量(基盤地図情報整備業務)

二 作業期間

平成二十一年十月二十七日から平成二十二年三月二十六日まで

三 作業地域

川口市、春日部市、上尾市

埼玉県告示第千二百八十九号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年九月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 作業種別

基本測量(地理識別子整備業務)

二 作業期間

平成二十一年九月二十八日から平成二十二年三月二十六日まで

三 作業地域

さいたま市、熊谷市、川口市、秩父市、所沢市、飯能市、本庄市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、ふじみ野市、鳩山町、宮代町、栗橋町、鷲宮町、松伏町

埼玉県告示第千二百九十号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年九月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 作業種別

基本測量(基盤地図情報整備業務)

二 作業期間

平成二十一年十月二日から平成二十二年三月二十六日まで

三 作業地域

飯能市、羽生市、和光市、鳩山町

埼玉県告示第千二百九十一号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年九月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 作業種別

基本測量(基準点現況調査作業)

二 作業期間

平成二十一年十月一日から平成二十二年二月二十六日まで

三 作業地域

さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、入間郡三芳町、毛呂山町、越生町、比企郡滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、秩父郡横瀬町、皆野町、小鹿野町、児玉郡美里町、神川町、上里町、大里郡寄居町、北埼玉郡騎西町、大利根町、南埼玉郡白岡町、

菖蒲町、北葛飾郡栗橋町、鷲宮町、杉戸町、松伏町

埼玉県告示第千二百九十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年九月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

草加都市計画道路三・四・十七号新田駅前旭町線及び三・四・十八号新田西口停車場線

二 都市計画を変更する土地の区域

(三・四・十七号新田駅前旭町線)

イ 追加する土地の区域

草加市大字金明町字道上及び大字

金明町字沼田の各一部

ロ 削除する土地の区域

なし

(三・四・十八号新田西口停車場線)

イ 追加する土地の区域

草加市大字金明町字道上及び大字

金明町字道上の各一部

ロ 削除する土地の区域

なし

三 都市計画変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、草加市都市整

備部地域整備課

四 縦覧期間

平成二十一年九月二十五日から平成二十一年十月九日まで

埼玉県告示第千二百九十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。
平成二十一年九月二十五日
埼玉県知事 上田 清司

一 都市計画の種類及び名称

草加都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域

草加市金明町の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉

県越谷県土整備事務所、草加市都市整備部地域整備課

四 縦覧期間

平成二十一年九月二十五日から平成二十一年十月九日まで

埼玉県告示第千二百九十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。
平成二十一年九月二十五日
埼玉県知事 上田 清司

一 都市計画の種類及び名称

新座都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

大和田一丁目及び五丁目、栄二丁

目、池田四丁目、片山三丁目、野寺三丁目、石神一丁目並びに新堀二丁目目の各一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

変更なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所、新座市都市整備部まちづくり計画課

四 縦覧期間

平成二十一年九月二十五日から平成二十一年十月九日まで

埼玉県告示第千二百九十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。
平成二十一年九月二十五日
埼玉県知事 上田 清司

平成二十一年九月二十五日

四 縦覧期間

埼玉県知事 上田 清司

一 都市計画の種類及び名称

新座都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域

新座市大和田一丁目、栄二丁目、池田四丁目、片山二丁目、片山三丁目、野寺三丁目、石神一丁目及び新堀二丁目目の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所及び新座市都市整備部まちづくり計画課

四 縦覧期間

平成二十一年九月二十五日から平成二十一年十月九日まで

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成二十一年九月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十一年九月二十五日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小倉 一夫

春日部久喜線	春日部市粕壁三丁目六〇七八番三地区先から同市梅田一丁目一〇六番一四地区先まで	春日部市粕壁三丁目六〇七八番三地区先から同市梅田一丁目一〇六番一四地区先まで	平成二十一年九月二十五日	地方特定道路(改築)整備工事 延長七七・三七メートル
路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	備 考	

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千七十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年九月二十五日
埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一男

一 許可番号

平成二十一年八月二十六日
指令越建セ第二一〇〇七一〇号

二 検査済証番号

平成二十一年九月十七日
第二二八一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字堤根字鷺田二五三三一一、二五三三一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区石神井町二丁目二六番一一号

一 建設株式会社 代表取締役 小泉公善

三 件名

埼玉県建築審査会平成二十一年(不)第二号事件

埼玉県建築審査会告示第三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第九十四条第三項の規定により、次のとおり公開による口頭審査を行う。

平成二十一年九月二十五日

埼玉県建築審査会会長 加村 啓二

一 日時

平成二十一年十月八日(木)
午前十時四〇分から午前十一時四〇分まで

二 場所

さいたま市浦和区仲町三二五一一
埼玉県民健康センター 三階 中会議室

三 件名

埼玉県建築審査会平成二十一年(不)第三号事件

雑報

埼玉県建築審査会告示第二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第九十四条第三項の規定により、次のとおり公開による口頭審査を行う。

平成二十一年九月二十五日

埼玉県建築審査会会長 加村 啓二

一 日時

平成二十一年十月八日(木)
午前九時三〇分から午前十時三〇分まで

二 場所

さいたま市浦和区仲町三二五一一
埼玉県民健康センター 三階 中会議室

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 〇四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三二二一〇 〇四八―八六―二二九〇(代表)